

令和8年度 曾於市国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

曾於市国民健康保険保健事業計画は、「国民健康保険法にもとづく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）」に基づき、被保険者の健康の増進を図るとともに保健事業を効果的に実施することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定健康診査及び特定保健指導を実施する。また、被保険者の利便性と受診率向上のため、健康増進法によるがん検診等と一体的実施で受診環境の整備を図る。

(2) 健康教育及び健康相談事業

特定健康診査の結果、血圧・血糖・脂質等の検査値が高く重症化しやすい者を対象として個別の健康相談を実施し重症化の予防を図る。また、受診勧奨判定値に至らない生活習慣病のリスクのある者に対しては、生活習慣病に関する情報提供を行い、健康教室や相談事業等で生活習慣の改善を促す。

(3) 重症化予防対策事業

特定健康診査の結果、血圧・血糖・脂質等の検査値が高く、医療機関受診が必要とされたにもかかわらず受診していない者や重症化しやすい者に訪問指導を行い、疾病予防や重症化予防に努める。

また、重複・頻回受診者や重複・多剤服薬者に対して、訪問指導等により適正受診・適正服薬について説明するなど、医療費適正化を図る。

(4) ミニドック事業、人間ドック・脳ドック・PET検診費用助成事業

生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療のため、被保険者の健康の保持増進に寄与することを目的として、ミニドックの実施や人間ドック・脳ドック・PET検診の検査に要する費用の一部を助成する。

なお、費用助成を効率的に行うために特定健康診査を同時に実施する。

(5) 特定健診未受診者対策

特定健診受診率は県を上回るが、新規受診者の割合が年々減少している。なかでも、40歳・50歳代の受診率は低い。若年層が受診しやすい個別健診とミニドックの周知や、通院中の方への情報提供票の個別通知、医療機関との連携を円滑に実施することを重点的に取り組む。また、健康づくり推進員による受診勧奨と健康情報の周知を行い、受診率向上を図る。

(6) 脳卒中对策事業

高血圧や糖尿病から重症化したと思われる脳血管疾患の死亡率が高く喫緊の課題となっている。また、高齢者が要介護状態となる最大の要因でもあることから、保健・医療・介護等による総合的な生活習慣病対策の推進が必要である。

生活習慣病予防・重症化予防の観点から各関係機関と連携して事業を実施し、脳血管疾患死亡率の減少を図る。

(7) CKD（慢性腎臓病）対策事業

全国的に腎不全による人工透析患者数が増加しており、慢性腎臓病は8人に1人と新たな国民病としてその対策の必要性を言われている。本市の人工透析の患者数は増加傾向で、医療費で見ると第1位を占めている。その背景要因として、糖尿病や高血圧などの生活習慣病からの発症が多いことからリスクをひとつでも減らすことが予防に繋がると考えられる。また、基準に該当する者への受診勧奨と医療機関と連携しての保健指導を行い新規透析導入者数の減少や腎機能異常者の重症化予防を図る。

(8) 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・治療中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病で通院する患者のうち重症化するリスクの高い者に対して、保険者が医療機関と連携して保健指導を行い、人工透析への移行を防止することによって、住民の健康増進と医療費の抑制を図る。

(9) 40歳未満健康診査事業（20～39歳健診）

特定健診の受診率をみると、40歳・50歳代の受診率が低くなっている。20歳代から自分の健康に関心を持ち、健康診断を受けることが自分の健康状態を知る上で有益なことを知ってもらい、必要な人は生活習慣の見直しを促すことで生活習慣病の発症を予防する。また、40歳に到達後も継続受診となるよう動機づけを図る。

(10) 後発医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品利用促進シールの配布や医薬品差額通知を送付し、住民へ利用促進に向けた啓発を行い、医療保険財政の健全化を図る。

3 事業計画

以下に定める事業を実施する。

特定健康診査・ 特定保健指導 事業	<p>1 特定健康診査</p> <p>(目的) メタボリックシンドロームに着目した健診を行い、生活習慣病の発症や重症化を予防する。</p> <p>(対象者) 40歳～74歳の曾於市国民健康保険被保険者</p> <p>(実施方法) ①集団健診：鹿児島厚生連病院、日本健康倶楽部に委託 ②個別健診：曾於医師会、都城市北諸県郡医師会に委託</p> <p>(実施期間) 令和8年4月から令和8年12月28日まで *都城市北諸県郡医師会への委託は令和9年3月末日まで</p> <p>(自己負担額) 0円</p> <p>2 みなし健診（情報提供）</p> <p>(目的) 通院治療中の方も特定健康診査の対象となる。通院中の検査情報を提供してもらい、重症化予防のための対象者の抽出を行う。</p> <p>(対象者) 40歳～74歳の曾於市国民健康保険被保険者で、生活習慣病で治療中の方</p> <p>(実施方法) 鹿児島県内の医療機関、藤元メディカルシステムに委託。</p> <p>(実施期間) 令和8年6月から令和9年3月末日まで</p> <p>(自己負担額) 0円</p>
-------------------------	---

健康教育及び健康相談事業	<p>3 特定保健指導</p> <p>(目的)</p> <p>内臓脂肪肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うことで健康的な生活を維持できるように支援する。</p> <p>(対象者)</p> <p>特定健康診査の結果から、動機付け支援又は積極的支援が必要とされた者</p> <p>(実施方法)</p> <p>日本健康倶楽部に委託：</p> <p>日本健康倶楽部が特定健診を実施した動機づけ支援と積極的支援、鹿児島厚生連病院が特定健診を実施した積極的支援を委託</p> <p>曾於市直営：</p> <p>鹿児島厚生連病院が特定健診を実施した動機づけ支援を個別相談にて指導</p> <p>動機付け支援：</p> <p>生活習慣改善に自主的に取り組むための目標と計画を立て、3～6ヶ月後に改善状況の確認をする。</p> <p>積極的支援：</p> <p>生活習慣改善に自主的に取り組むための目標と計画を立て、3ヶ月以上の継続的な保健指導を行うとともに、生活習慣改善をサポートし、3～6ヶ月後に改善状況の確認をする。</p> <p>(実施期間)</p> <p>通年</p> <p>(自己負担額)</p> <p>0円</p>
	<p>1 健康教育</p> <p>(目的)</p> <p>生活習慣病予防など健康に関する知識の普及を図る。</p> <p>(実施方法)</p> <p>①健診結果報告会にて、健診結果の見方について説明、生活改善や受診行動が自分で選択できるように支援</p> <p>②高血圧対策に重点をおいた健康教育</p> <p>(実施期間)</p> <p>通年</p> <p>2 健康相談</p> <p>(目的)</p> <p>生活習慣病予防など健康に関する相談の実施。</p> <p>(実施方法)</p> <p>①健診結果報告会にて、特定保健指導の非該当者で、糖尿病等のリスクを有する者および健康相談を希望する者に対して、保健師・栄養士による個別相談を実施し、</p>

<p>重症化予防対策事業</p>	<p>生活習慣の改善を促し生活習慣病の予防・重症化の予防を図る。</p> <p>②その他随時健康相談を実施する。</p> <p>(実施期間)</p> <p>通年</p> <p>1 重症化予防対策事業</p> <p>(目的)</p> <p>医療機関を受診する必要があるにもかかわらず、未受診者および治療中断者を訪問指導等により受診につなぎ、糖尿病等の重症化予防に努める。また、健診データから重症化しやすい人にも訪問指導を行い、重症化予防を図る。</p> <p>(対象者)</p> <p>特定健康診査の結果より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ II 度高血圧以上、HbA1c6.5%以上または空腹時血糖 126mg/dl 以上の者 ・ 高血圧・糖尿病治療中断者 ・ 腎機能低下者 ・ 心房細動有所見者 ・ その他必要に応じて <p>(実施方法)</p> <p>個別訪問</p> <p>(実施期間)</p> <p>通年</p>
<p>適正受診・適正服薬促進</p>	<p>適正受診・適正服薬促進</p> <p>(目的)</p> <p>重複・頻回受診者や重複・多剤服薬している被保険者に対し、訪問等により受診や服薬状況を確認し適正な受診・服薬を勧める。</p> <p>(対象者)</p> <p>レセプト情報をもとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重複受診者：同一月内に同一疾病名の受診の医療機関が 4 カ所以上かつ 3 ヶ月連続 ・ 頻回受診者：同一月内に同一疾病名で 15 日以上受診が 3 ヶ月連続 ・ 重複服薬者：同一月内に 3 カ所以上の医療機関より同一の薬効の薬剤投与を受けておりかつ 3 ヶ月連続 ・ 多剤服薬者：同一月に 10 剤処方以上あり、かつ 3 ヶ月以上の長期処方を受けている者(65 歳以上) <p>(実施方法)</p> <p>服薬支援ケース検討会・個別訪問等</p> <p>(実施期間)</p> <p>通年</p>
<p>ミニドック事業、人間ドック</p>	<p>1 ミニドック</p> <p>(目的)</p>

<p>ク・脳ドック・ ペット検診費 用助成事業</p>	<p>特定健診に、がん検診をセットして、効率的に受けることができ、生活習慣病の重症化予防、がんの早期発見・早期治療を図る。</p> <p>(対象者) 40歳から74歳の曾於市国民健康保険被保険者</p> <p>(内容) 特定健康診査・胃がん検診・肺がん検診・腹部超音波検診・前立腺検診(男性のみ)</p> <p>(実施方法) 協力医療機関に委託</p> <p>(実施期間) 令和8年6月から令和8年12月末日まで</p> <p>(自己負担額) 男性 6,500円 女性 5,500円</p> <p>2 人間ドック・脳ドック・PET検診費用助成</p> <p>(目的) 被保険者の健康の保持増進を図る。</p> <p>(対象者) 35歳から74歳の曾於市国民健康保険被保険者で、市の実施する特定健診を受けていない者</p> <p>(内容) 人間ドック・脳ドック・PET検診のうちいずれか一つ(重複は不可)</p> <p>(実施方法) 人間ドック等を実施している医療機関で受診</p> <p>(補助額) 検診費用の1/2(ただし、3万円を上限とする)</p> <p>(実施期間) 令和8年4月から令和9年3月末日まで</p>
<p>脳卒中对策事 業</p>	<p>1 ナトカリ比検査</p> <p>(目的) 食事による塩分(ナトリウム)の過剰摂取と、野菜・果物(カリウム)の摂取不足を評価することで、野菜摂取・減塩を促進し、健康的な生活習慣を定着させ、脳血管疾患の予防を図る。</p> <p>(内容) 早朝尿によるナトカリ比検査</p> <p>(実施方法) 集団健診：鹿児島厚生連病院、日本健康倶楽部に委託</p> <p>(実施期間) 4月</p> <p>(自己負担額) 0円</p>

	<p>2 野菜摂取量測定</p> <p>(目的) 皮膚のカロテノイド量を測定し、日頃の野菜の摂取レベルを見える化することで、野菜不足の認識、食生活の改善・行動変容を促し、脳血管疾患の原疾患となる高血圧、脂質異常症の予防を図る。</p> <p>(内容) 野菜摂取量測定</p> <p>(実施方法) 集団健診・個別健診の結果報告会、各支所、集いの場等にて</p> <p>(実施期間) 通年</p> <p>(自己負担額) 0円</p>
<p>CKD（慢性腎臓病）予防対策事業</p>	<p>1 CKD（慢性腎臓病）対策事業</p> <p>(目的) 新規透析導入者数の減少、腎機能異常の重症化を予防する。</p> <p>(対象者) 曾於市国民健康保険被保険者</p> <p>(内容) ①CKD基準該当者の受診勧奨および、医療機関と連携し訪問指導等で継続支援を行う。 ②特定健診受診者や医療機関通院中の者で腎機能低下がみられる方に対し、訪問指導等で継続支援を行う。</p> <p>(実施期間) 通年</p>
<p>糖尿病性腎症重症化予防事業</p>	<p>1 糖尿病性腎症重症化予防</p> <p>(目的) 糖尿病が重症化し人工透析への移行を防止することにより、住民や被保険者の健康増進と医療費の抑制を図る。</p> <p>(対象者) ①健診受診者で血糖検査異常・腎機能低下がみられる者 ②特定健診受診者で医療機関未受診者 ③糖尿病治療中断者 ④治療中の者で、本人及び主治医の同意が得られた者</p> <p>(内容) ①受診勧奨の方法：訪問および個別面接、電話、手紙 ②かかりつけ医と連携して保健指導（訪問・個別面接）を実施</p> <p>(実施期間) 通年</p>

<p>40 歳未満健康 診査事業</p>	<p>1 40 歳未満健康診査事業</p> <p>(目的) 20 歳代から自分の健康に関心をもち、生活習慣の見直しを促すことで生活習慣病発症を予防する。また 40 歳に到達後も継続受診となるよう動機づけを図る。</p> <p>(対象者) 20 歳～39 歳の曾於市国民健康保険被保険者</p> <p>(内容) 基本健診、胃がんリスク検査、大腸がん検診、腹部超音波検診、歯周疾患予防検診</p> <p>(実施方法) 鹿児島県厚生連病院、日本健康倶楽部、曾於医師会に委託</p> <p>(実施期間) 令和 8 年 4 月から令和 8 年 12 月 28 日まで</p> <p>(自己負担額) 0 円</p>
<p>健康インセン ティブ・健康づ くり</p>	<p>1 特定健診受診率アップ！キャンペーン</p> <p>(目的) 特定健診の受診率の低い 20～59 歳の世代に対して、インセンティブ付与をすることで、健診受診の定着化を図り、受診率向上および生活習慣病の発症を予防する。</p> <p>(対象者) 20～59 歳の国民健康被保険者で、集団健診・個別健診・ミニドック・人間ドックを受診した者。</p> <p>(内容) 対象者へ引換券を送付し、地域商品券を付与する。1 回：1000 円、2 回：2000 円、3 回：3000 円の地域商品券で、受診回数が増えるごとに、授与される金額が増加する。</p> <p>(実施期間) 令和 6 年度～令和 8 年度</p> <p>2 脱メタボ</p> <p>(目的) 本市のメタボリックシンドローム（メタボ）は、該当者は減少傾向であるが、予備群が増加している。県平均よりも高いため生活習慣の改善を図り、メタボ該当者及びメタボ予備群を減らし、生活習慣病の発症を予防する。</p> <p>(対象者) 41 歳～74 歳の国民健康被保険者のうち、前年度の集団健診・個別健診・ミニドック・人間ドックでメタボリックシンドローム該当または予備群だった者。</p> <p>(内容) 昨年の健診結果より今年度の健診結果が「体重マイナス 2Kg かつ腹囲マイナス 2cm」となった者へ引換券を送付し、地域商品券を付与する。</p>

<p>後発（ジェネリック）医薬品</p>	<p>(実施期間) 令和8年4～12月受診分</p> <p>3 健康づくり推進員による受診勧奨 (目的) 市民の健康の保持増進及び保健事業等の効果的推進を図る。 (内容) 健康づくりに関する知識の普及活動、健康診査等への受診勧奨、健康づくり事業に関する問題の把握等 (実施期間) 通年</p> <p>4 健康 SOO ポイント事業 (目的) 健康診断の受診、運動、食事改善などの健康活動に対してポイントを付与することで、住民の健康意識を向上させ、健康習慣の定着（継続）を図る。 (対象者) 18歳以上の曾於市民 (内容) ①特定健診、②特定保健指導、③がん検診等、④ウォーキングの受診や取組みをした方に、ポイントを付与し、20点以上で抽選で地域商品券1000円分を付与する。 (実施期間) 令和8年7月から令和9年2月</p> <p>1 後発（ジェネリック）医薬品 (目的) 先発医薬品からジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合の自己負担額の削減を通知することで、ジェネリック医薬品の使用を促進し、医療費の抑制による被保険者の医療費負担の軽減並びに国保財政の健全化を図る。 (対象者) 国民健康被保険者 (通知等の方法) 委託先（データホライゾン）による差額通知実施 (実施スケジュール) 年6回通知</p>
----------------------	--